

各位

会員による助成金不正受給のお詫び

令和6年3月1日、当会所属の社会保険労務士が雇用調整助成金及び緊急雇用安定助成金の不正受給に関与していたことが、三重労働局から公表されました。

このことは、労働及び社会保険諸法令に寄与することを目的とした、社会保険労務士法の理念に反する行為であり、断じて許されるものではありません。

当会では、5年毎に倫理研修の受講を義務付け、その研修において、社会保険労務士としての職責と使命の意義について意識を高め、それぞれが決意をもって日々業務に励んでいるところであります。

しかしながら、今回の不正受給を惹起してしまったことは、当会の研修の在り方を抜本的に再考する必要があると認識を新たにしております。

ご迷惑をおかけした関係各位に対して、心より謝罪の意を表するとともに、今後、このような事態が二度と起こらないよう研修等に努めて参りますので、ご容赦いただきますようお願い申し上げます。

令和6年4月1日

三重県社会保険労務士会

会長 岡 寄 佳 男